

議第39号

滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和43年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「次項」の右に「および第5項」を加え、同条第4項中「占める職員」の右に「（同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）」を加え、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第3項の規定にかかわらず、職員（定年前再任用短時間勤務職員に限る。）の手当の種類は、管理職手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当および災害派遣手当とする。

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年滋賀県条例第47号）付則第16条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、改正後の第2条第4項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条の規定を適用する。
- 3 滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を次のように改正する。
付則第19条中「第13条の規定」を「滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例（令和7年滋賀県条例第 号）」に、「短時間勤務の職を占める職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。